

# 住民監査請求制度について

## 【問い合わせ先】

南島原市監査委員事務局  
(住所) 南島原市西有家町里坊96番地2  
(電話) 0957-73-6613  
(FAX) 0957-82-3086  
(E-mail) [kansa@city.minamishimabara.lg.jp](mailto:kansa@city.minamishimabara.lg.jp)

## 1 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方自治法第242条の規定により、南島原市（以下「市」といいます。）の住民が監査委員に対し市の財務に関する行為について監査を求め、その防止や是正などの必要な措置を講じるよう請求することができる制度です。

この制度は、市の財務行政の適正な運営を確保し、市民全体の利益を守ることを目的としています。

## 2 住民監査請求は誰でも行うことができますか

住民監査請求ができる人は、市内に住所を有する人です。1人でも複数でも行うことができます。複数人の場合は、連名での提出とし代表者の選任をお願いします。

また、市内に所在する法人も監査を請求することができます。

## 3 住民監査請求は誰を対象にできますか

対象となる者は、市の職員（市長、委員会、委員又は職員）に限られます。

（地方自治法第242条第1項）

※ 市議会は、議決機関であって執行機関ではありませんので、監査請求の対象となりません。ただし、監査請求に基づく監査や措置の対象とすることができます。

（地方自治法第242条第5項）

## 4 どのような場合に監査を請求できるのですか（監査対象事項）

財務会計上の「違法または不当な行為」（当該行為が相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と「違法または不当に怠る事実」に限られます。

ただし、違法又は不当な財務会計行為であっても、市に財産的な損害が生じていない場合又は発生が認められない場合には、監査請求をすることができません。  
(最高裁判決平成6年9月8日)

具体的には次に掲げる事項が対象となります。

#### 《財務会計上の行為とは》

- ① 公金の支出（補助金の支出など）
- ② 財産の取得、管理、処分（市有地の取得や売却など）
- ③ 契約の締結、履行（工事請負契約の締結など）
- ④ 債務その他の義務の負担（借り入れなど）

※ 上記①～④について、行為があった日から1年以上経過している場合には、正当な理由がない限り監査請求をすることができません。  
(地方自治法第242条第2項)

#### ＜正当な理由とは＞

次の①～③にすべて該当する場合は、

- ① 請求の対象となる行為が秘密裡になされたものであること
- ② その行為を相当の注意力をもって調査したとしても、客観的にみて知ることができなかったといえること
- ③ その行為を知ることができたときから、相当な期間内に監査請求を行っていること

※ 相当な期間内がどのくらいの期間なのかは、それぞれの事案により異なりますので、1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由があることを説明していただく必要があります。

#### 《財務会計上の怠る事実とは》

- ① 公金の賦課・徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
- ② 財産の管理を怠る事実（公有財産の保安全管理、債権管理、損害賠償請求を怠る場合など）

※ 上記①～②について、その事実が継続している限り、請求期間の制限はありません。

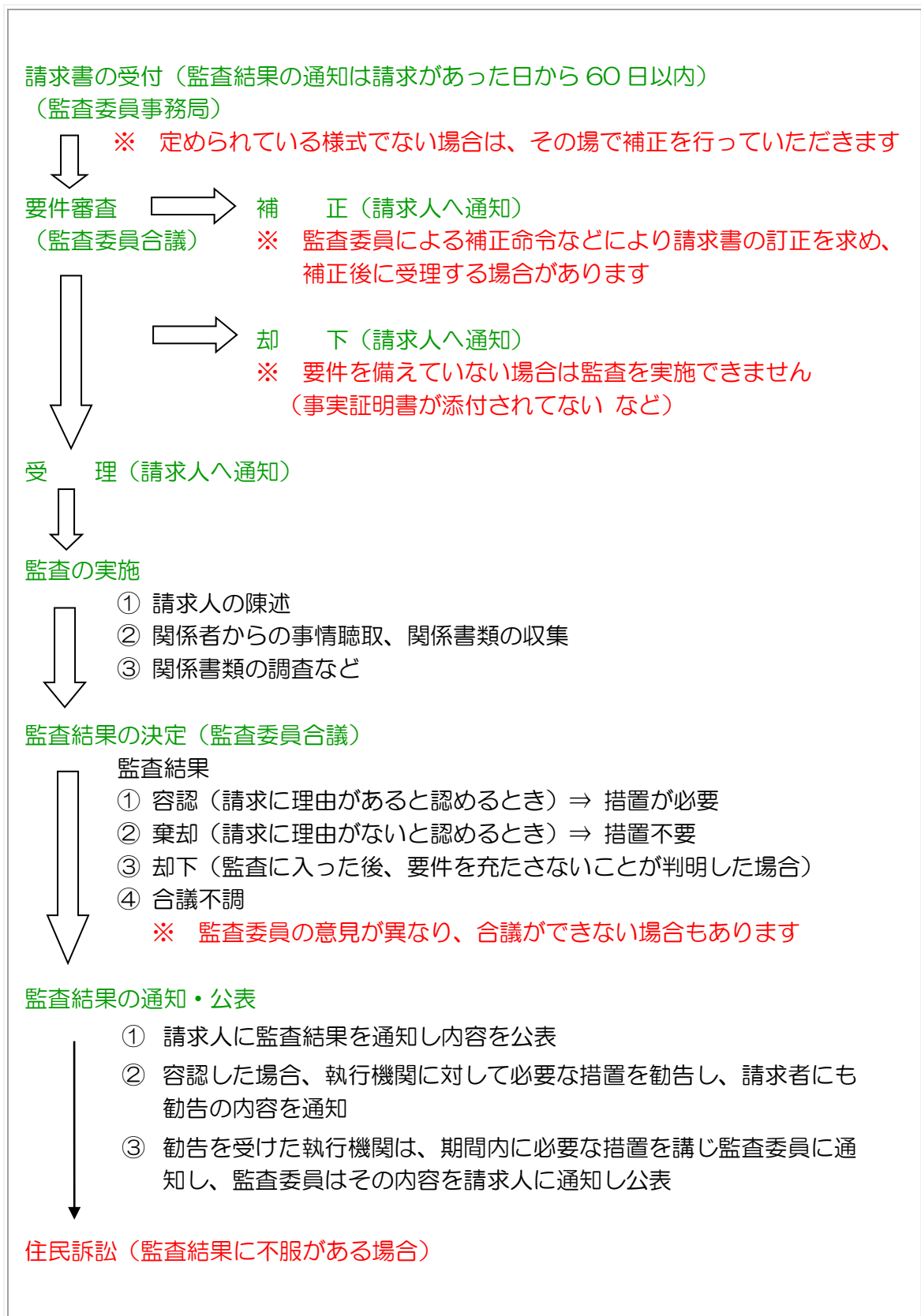
## 5 住民監査請求はどのように行えばよいのですか

住民監査請求は、法令（4頁の8参照）で定められた様式による書面を監査委員あてに提出してください。受付は市の監査委員事務局で行います。

提出の際は、違法または不当とする行為の事実を証明する書面（事実証明書：情報開示請求で入手した文書の写しや新聞記事の写しなど）を添えて行うこととされています。（地方自治法第242条第1項）

## 6 住民監査請求の手続きについて

住民監査請求の手続きは、次のような流れになります。



## 7 監査結果に不服がある場合

住民監査請求による監査結果に不服がある場合は、住民訴訟を提起して争うことができます。（地方自治法第 242 条の 2）

違法な行為又は違法な怠る事実に限られます。不当な行為又は不当な怠る事実は住民訴訟の対象事項とはなりません。

詳しくは裁判所にお問い合わせください。

住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

- ① 監査結果又は勧告に不服がある場合  
⇒ 監査結果又は当該勧告の通知があった日から 30 日以内
- ② 勧告に対する執行機関の措置に不服がある場合  
⇒ 当該措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内
- ③ 監査請求の日から 60 日を経過しても監査結果又は当該勧告の通知がない場合  
⇒ 当該 60 日を経過した日から 30 日以内
- ④ 勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合  
⇒ 当該勧告に示された期間を経過した日から 30 日以内
- ⑤ 監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合  
⇒ 却下の通知があった日から 30 日以内

## 8 請求書の記載例について

請求書の様式（地方自治法施行令第 172 条第 2 項、同施行規則第 13 条）及び記載例は、別紙「南島原市職員措置請求書（参考）」及び「住民監査請求の記載例」を参照してください。

※ 記載方法や制度についてご不明な点がございましたら、1 頁の【お問い合わせ先】監査委員事務局にてご確認ください。